

一般社団法人山口県社会福祉士会

会員のしおり

～ 入会するメリットとは ～



はじめに

山口県社会福祉士会は、700名以上の会員を擁する職能団体です。その会員一人ひとは、それぞれの職場等で日々ソーシャルワーク実践を展開されています。会員の一人ひとりの力が大きな力となって現在の山口県社会福祉士会を組織し、様々な活動が展開されています。

山口県社会福祉士会を一人の人間としてみるならば、力強い体力と緻密な頭脳、規範に基づいた活動が求められると思います。力強い体力とは、多くの会員の皆様が山口県社会福祉士会に参画されることであり、その参画を通じて多くの人と出会い、つながりを作ることだと思います。会員同士のネットワークは重要であり、一人で解決できない実践においてもネットワークがあることで、様々な人から共感的理解を通じて助言を受けることも可能です。二つ目の緻密な頭脳とは、会員の皆様がこれまでの福祉実践で培ってこられた確かなソーシャルワーク実践であります。また、今後も高みを目指して自己研鑽しようという強い意志であると思います。山口県社会福祉士会は、高みを目指すための生涯研修制度も充実しています。最後の規範に基づいた活動は、私たちが絶対守らなければならない倫理綱領に基づいた行動であります。信頼される社会福祉士となるためには、一番重要なことだと思います。私たちの存在を社会へ周知するためにも規範に基づいた活動は最も私たちに求められます。

これからお読みいただくこの『会員のしおり』は、山口県社会福祉士会の活動をお知らせするとともに、山口県社会福祉士会に入ることによって得られるメリットを紹介する冊子になっています。山口県社会福祉士会の活動を通じて、自分自身の立ち位置や自分なりのメリットも見出だしていただければ幸いです。

ぜひ私たちと一緒に山口県社会福祉士会を社会に広くアピールしていきましょう。

2020年9月

一般社団法人山口県社会福祉士会
会長 梅木 幹司

本会員のしおりは、Google ドライブからダウンロードできます。

https://drive.google.com/file/d/1siUAURuuHoLAs-Hgs5fDY9YZ-_Y7MT5J/view?usp=sharing (PDF4MB)



【 本会員しおりにおける表記内容 】

一般社団法人山口県社会福祉士会「当会」

公益社団法人日本社会福祉士会「日本士会」

目次

はじめに	1
メリット 1 職能団体組織に所属する !!	4
(1) 当会を構成する一員になれます。.....	4
① 会の目的	
② 会の事業	
③ 会員数・組織率	
④ 会のあゆみ	
⑤ 役員	
⑥ 組織図	
⑦ 第一期中期計画（2020 年度～2024 年度 5 か年計画）	
(2) 日本社会福祉士会にも所属する。.....	11
① 福祉の最新情報が届きます。	
ア) ニュース	
イ) 研究誌	
② 日本社会福祉士会主催の研修会の参加費が会員割引になります。	
③ 日本社会福祉士会が発刊する市販の書籍等が、会員割引価格で購入できます。	
④ 研究誌『社会福祉士』への論文投稿の機会が与えられます。	
⑤ 実践研究大会等、会の行事を通じて実践や研究の報告・発表の場が得られます。	
⑥ 社会福祉士賠償責任保険の加入権を得ることができます。	
(3) 社会福祉士の実践の拠り所は、倫理綱領です。.....	11
(4) 福祉専門職としての社会的認知度を高められます。	12
(5) 自律への支援が得られます。	12
① 苦情対応システム	
メリット 2 自分磨き（自己研鑽） !!	13
(1) 福祉の最新情報が入手できます。.....	13
① 会報 Joy'n	
② 会員専用メール	
③ ホームページ内の会員専用ページ	
④ 会活動カレンダー	
(2) 専門性や資質向上の機会が得られます。.....	16
① 生涯研修制度	
② 認定社会福祉士制度	
③ 基礎課程	
④ 専門分野課程	
⑤ スーパービジョン	
⑥ e-ラーニング	

(3) より身近な地域で自己研鑽の機会が得られます。 23

メリット3 仲間との出会い!! 24

(1) 共通の価値観を有する仲間と出会える機会が得られます。 24

(2) 成長できる機会が得られます。 24

(3) 広い視野を持てる機会が得られます。 24

(4) 自分を振り返る機会が得られます。 24

(5) 顔の見えるネットワークを築く機会が得られます。 24

(6) 自分自身の活動を発信して繋がる機会が得られます。 26

メリット4 会活動を通して社会福祉士としての実践!! 27

(1) 委員会の委員として 27

- ① 障害者権利擁護センター委員会
- ② 高齢者権利擁護推進委員会
- ③ 権利擁護センターぱあとなあ山口委員会
- ④ スクールソーシャルワーク委員会
- ⑤ キャリア教育推進委員会
- ⑥ 子ども権利擁護推進委員会
- ⑦ 司法ソーシャルワーカー養成機関の立ち上げに向けた準備会

(2) 企画チームの委員として 31

(3) 市町行政及び関係団体の委員として 32

(4) 後見活動として 33

(5) スクールソーシャルワーカーとして 33

(6) 独立型社会福祉士として 35

(7) 障害者・高齢者権利擁護支援専門職チームとして 36

(8) 山口県障害者権利擁護センター相談窓口職員として 37

事務手続きに関して 37

(1) 会費 37

(2) 変更手続き 38

(3) 退会手続き 39

(4) お問い合わせ 39

【参考資料】 41

- 社会福祉士の倫理綱領・行動規範
- 山口県社会福祉士会規程類

メリット1 職能団体組織に所属する!!

職能団体組織への所属感とそれを活かした活動への期待感が得られるとともに、有資格者としての自身の自覚を高め、より責任ある行動に結びつけることができます。

また、職能団体組織の役員に就任することができ、業務執行・業務の意思決定を担うことができます。

(1) 当会を構成する一員になれます。

1989年第1回社会福祉士国家試験実施され、第1回国家試験合格者で実行委員会を組織し、1993年(平成5年)1月15日に日本社会福祉士会が発足されました。

山口県社会福祉士会は、1993年2月6日に山口県の有志、15名の方たちが集まり第一回設立準備会を開き、そして、同年9月12日に山口県社会福祉士会が発足されました。

初めは、15名の仲間からスタートし、今その仲間は、700名近くになっています。

① 会の目的

社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした「社会福祉士」の職能団体です。

② 会の事業

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業等

③ 会員数・組織率 (2022年3月末現在)

■会員数 687名

■組織率 21.63%

■ブロック別会員数

- 岩国市・和木町 53名

- 柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町 55名
- 周南市・下松市・光市 118名
- 山口市・美祢市 150名
- 防府市 59名
- 宇部市 58名
- 山陽小野田市 37名
- 萩市・長門市・阿武町 50名
- 下関市 106名

④ 会のあゆみ

- 1993年01月 社団法人日本社会福祉士会の発足
- 1993年09月12日 山口県社会福祉士会の発足・国家試験対策事業の実施
- 2001年09月 権利擁護センターぱあとなあ山口の発足
- 2002年03月 事務局の設置（会員宅へ）
- 2004年04月 独立型社会福祉士委員会の設置
- 2003年05月 ケアマネジメント委員会（障害者班、高齢者班）の設置
（2013/06 廃止）
- 2003年05月 女性・児童問題研究委員会の設置（2013/6 廃止）
- 2003年05月 実習指導者委員会の設置（2019/4 総合企画部へ統合）
- 2004年04月 山口県社会福祉協議会へ事務を依託
- 2005年04月 社団法人化設立準備委員会の設置
- 2006年04月 地域包括支援センター支援委員会の設置（2019/4 高齢者権利擁護推進委員会へ）
- 2007年01月 山口県社会福祉会館内に事務局を開設
- 2007年04月 山口県権利擁護等ネットワーク形成事業を受託
- 2008年04月 施設従事者虐待防止委員会の設置（2013/6 廃止）
- 2009年02月02日 一般社団法人「山口県社会福祉士会」を設立
- 2009年04月 スクールソーシャルワーカーを展開
- 2010年06月 不登校未然防止のための専門家派遣事業に協力
- 2011年03月 東日本大震災支援活動として、被災地支援担当者を設置
- 2012年02月 スクールソーシャルワーク運営委員会の設置
- 2012年07月 山口県障害者権利擁護センター運営事業を受託
- 2012年08月 障害者権利擁護センター運営委員会の設置
- 2012年08月 地域包括支援センターコーディネート機能強化事業を受託
- 2013年06月 リーガル・ソーシャルワーク委員会の設置（2019/4 総合企画部へ統合）
- 2013年06月 ファミリーソーシャルワーク部会の設置（2016/4 委員会へ、2019/4 総合企画部へ統合）
- 2014年06月 山口県社会福祉士会ネットワークリストNo.1作成
- 2014年07月 初ソーシャルワーカーデーイベント開催

- 2015年12月 組織強化委員会の設置
- 2016年10月 第26回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山口大会実行委員会を設置
- 2018年07月07・08日 第26回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山口大会を開催
- 2019年04月 組織改編(部会制に変更)・総合企画部の設置
- 2020年04月 第一期中期計画(2020年度～5か年計画)の策定
- 2020年04月 キャリア教育推進委員会の設置
- 2020年04月 医療的ケア児等コーディネーター等養成研修業務を受託
- 2020年07月 子ども権利擁護推進委員会を設置
- 2021年04月 司法ソーシャルワーカー養成機関の立ち上げに向けた準備会の設置



どうして委員会が新設・廃止・統合されているのですか？

当会では、社会情勢の変化に伴い、社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、必要な委員会を設置し、調査・研究・研修等々取り組んでいます。2019年度は、従来の委員会主体の縦割りの組織体制から、求められる新たなニーズに横断的で柔軟かつ機動的な組織を構築し、会の将来(発展)計画の策定に着手する「新たなスタート」の年となりました。

⑤ 役員

当会の定款に基づき、役員数は、理事15名以上、監事1名以上と定められています。

2021年6月29日から2023年6月末開催の第26回定時社員総会の終結時の役員体制は、下記のとおりです。

氏名	役職
橘 康彦	会長
野上明子	副会長・総合企画部担当理事兼部長
辻中浩司	副会長
山高正義	事務局長
服部恭弥	委託事業部/障害者権利擁護センター委員会担当理事
吉村直美	委託事業部/高齢者権利擁護推進委員会担当理事
杉山美羽	委託事業部/子ども権利擁護推進委員会担当理事
安光洋平	公益事業部/権利擁護センターぱあとなあ山口委員会担当理事
中村幸一郎	公益事業部/スクールソーシャルワーク委員会担当理事
尾中未来	公益事業部/キャリア教育推進委員会担当理事
山本孝博	公益事業部/司法ソーシャルワーカー養成機関の立ち上げに向けた準備会担当理事
安田風明	東部ブロック担当理事・総合企画部担当理事

越智尚史	中部ブロック担当理事・総合企画部担当理事
長岡佐都子	西部ブロック担当理事・総合企画部担当理事
藤本真樹	総合企画部担当理事
上野綾乃	総合企画部担当理事
大神尚子	監事
佐々木啓太	監事



役員になるにはどうすればよいのですか？

理事の任期は2年です。2年ごとに、理事改選の選挙が行われますので、立候補し、当選すれば、理事に就任することができます。

理事立候補は、各ブロックから1名選出されるブロック選出理事とブロック区分は関係なく、立候補できる県内選出理事の2種類あります。ブロック選出理事の選考は、ブロックごとに開催するブロック会議で行うようになります。県内選出理事は、推薦者が2名が必要となります。

詳細は、本会の役員選出規則第5号、役員選出細則第1号をご覧ください。



【本会の役員選出規則第5号 (PDF90KB)】

https://drive.google.com/file/d/1zhvA87R6LAzizrsIAqPXcfcBG_eErBWmk/view?usp=sharing

【役員選出細則第1号 (PDF194KB)】

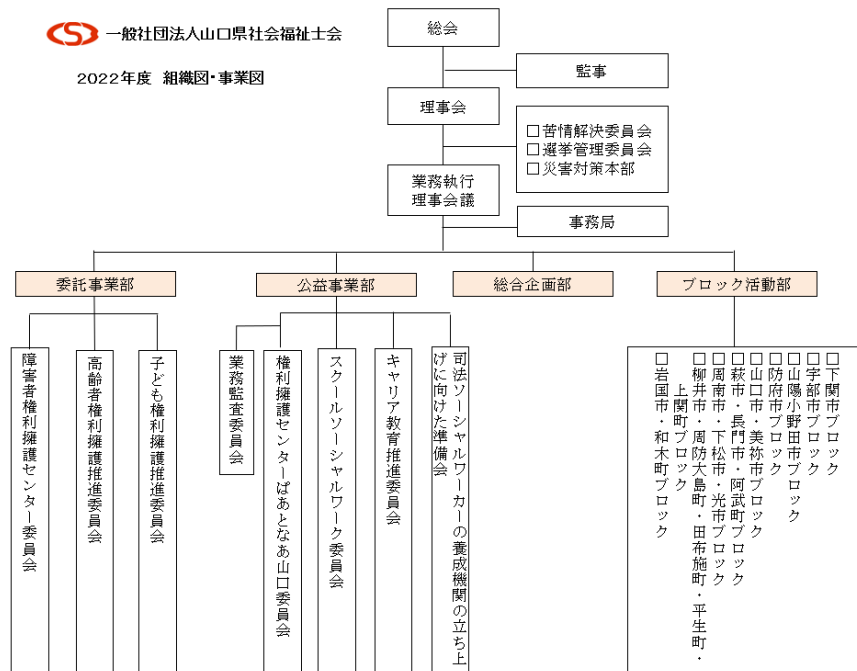
https://drive.google.com/file/d/1RCzfTlvrAVs_tBmtY86b3KwtG7fy4YvQ/view?usp=sharing



⑥ 組織図

一般社団法人山口県社会福祉士会

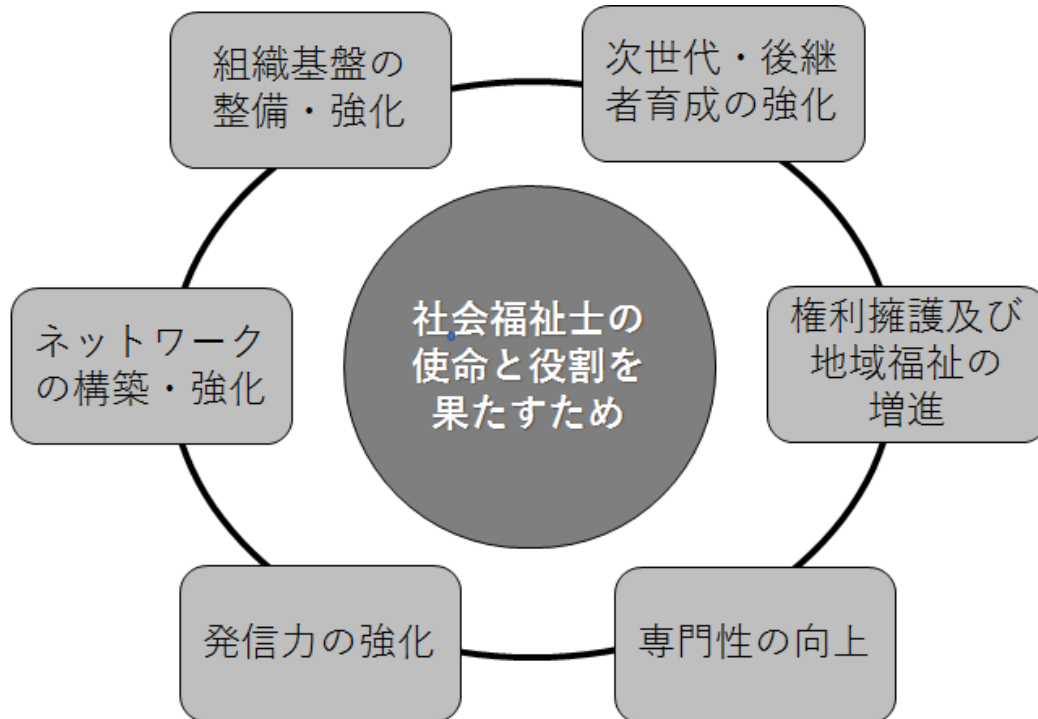
2022年度 組織図・事業図



⑦ 第一期中期計画（2020年度～2024年度 5か年計画）

職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020-2024）を策定しました。

第一期中期計画（2020～2024年度）では、次の6つの基本方針に基づき、ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担えるよう目標の達成を見据えた取り組みを推進します。



組織基盤の整備・強化	次世代・後継者育成の強化	権利擁護及び地域福祉の増進	専門性の向上	発信力の強化	ネットワークの構築・強化
<ul style="list-style-type: none"> ■強い組織化 ■会員支援の整備・強化 ■事務局体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■次世代育成の取組み強化 ■後継者育成の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ブロック活動部の強化 ■公益事業部の強化・拡充 ■委託事業部の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■キャリアアップ体制の強化 ■専門的・実践能力の向上 ■認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■情報発信の強化 ■社会的認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ■会員相互の交流促進 ■行政との連携 ■県内のソーシャルワーカー関係団体との連携 ■県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
組織基盤の整備・強化	1 強い組織化	① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中期計画の評価 ■ 重点目標の設定
		② 会員数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標会員数の確保 ■ 退会抑制策の検討・実施
		③ 会員参加の法人運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会活動へのマンパワーの拡大
		④ 組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本会の業務遂行の決定と監督の強化 ■ 身近な地域での活動の場づくりの推進
		⑤ 財政の健全化・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財源と事業の均衡状態の確立 ■ 新たな収入源の確保
	2 会員支援の整備・強化	⑥ 綱紀案件対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本会独自の綱紀案件対応システムの検討
		⑦ スーパーバイズ機関の整備・普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ スーパーバイズ機関の整備 ■ ストレスケア仕組みの構築 ■ 会員の権利擁護的機能の検討
	3 事務局体制の強化	⑧ 業務運営の安定化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業運営と推進のサポート強化 ■ 研修に係る作業の効率化 ■ 事務の効率化 ■ 福利厚生改善
次世代・後継者育成の強化	1 次世代育成の取組み強化	① 子どもへの働きかけ推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉士を目指す子どもを増やす ■ 福祉教育の増進
		② 養成施設への働きかけ・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会の意義・入会の意義・会の魅力の発信 ■ ソーシャルワーク実践事例の紹介 ■ 養成施設との連携強化
		③ 資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉士全国統一模擬試験の充実
	2 後継者育成の強化	④ 社会福祉士実習指導者の養成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実習指導者の養成 ■ 実習現場の支援の推進 ■ 養成カリキュラムの改訂を踏まえたフォローアップ研修の実施
権利擁護及び地域福祉の増進	1 ブロック活動部の強化	① ブロック活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活動量の最低水準化 ■ 地域に即した活動の強化 ■ 会員ファーストの活動重視 ■ 会員相互交流の活性化 ■ 計画に応じた財源導入の意識化 ■ まちづくりへの参画推進 ■ 社会貢献活動の展開
			② 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進
	2 公益事業部の強化・拡充	③ 子ども家庭支援に関する事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ SSW 委員会活動の充実・拡大
		④ 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 刑事司法ソーシャルワーカーの養成に向けた検討
		⑤ 災害支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対応ガイドライン及びマニュアルの周知 ■ 災害マニュアルの実効性の向上 ■ 災害支援協力員の拡大 ■ 災害支援協力員のネットワークの推進
	3 委託事業部の強化	⑥ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者権利擁護センター運営事業の充実
		⑦ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者虐待対応関係者研修の充実 ■ 権利擁護支援専門職チームの機能強化
		⑧ 専門性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな委託事業の獲得

基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
専門性の向上	1 キャリアアップ体制の強化	① 生涯研修の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯研修制度の周知 ■ 企画運営への活動率の向上
	2 専門的・実践能力の向上	② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取り組み促進 ■ ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成（ジェネラリスト・ソーシャルワーカー、スペシャリスト・ソーシャルワーカーの育成） ■ 理論とアプローチに基づいた実践力の向上 ■ 高い倫理観の確立
		③ 実践研究・実践報告の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実践を発表する機会の確保 ■ 実践力の向上 ■ 報告力の向上 ■ 実践研究の質の向上
		④ e-ラーニングの普及・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ e-ラーニングの周知
	3 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進	⑤ 基礎研修の促進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎研修の質の担保 ■ 受講者数の増加 ■ 認定社会福祉士制度の周知
		⑥ スーパービジョン体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイザーの育成とフォローアップの推進 ■ コーディネート体制の確立
		⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得しやすい環境の整備 ■ 認定社会福祉士へのフォローアップ
発信力の強化	1 情報発信の強化	① 会の役割・責任・魅力発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報発信の内容や方法など検討体制の構築
	2 社会的認知度の向上	② 社会福祉士の役割と機能の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の社会福祉士の存在感をソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種にも発信
ネットワークの構築・強化	1 会員相互の交流促進	① 会員相互交流の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の社会福祉士の存在感を発信 ■ SNSなどの電子情報媒体の活用 ■ ネットワークリストの普及・拡大
	2 行政との連携	② 行政との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における活動基盤の強化・拡大
	3 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携	③ 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ SWDの協働開催 ■ ソーシャルアクションの推進
		④ 四会連絡協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 司法と福祉の連携強化
	4 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携	⑤ 分野別団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山口県弁護士会との連携強化 ■ 山口県社会福祉協議会との連携強化 ■ 研修などの後援申請の増進 ■ 連絡会等への参画 ■ 多職種・異業種との協働事業の展開
	5 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携	⑥ 日本社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連合体としての連携
		⑦ 中国ブロック県士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国ブロック会議への参画推進 ■ 基礎研修における連携 ■ 認証された研修に関する連携
		⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎研修における連携 ■ 近隣県士会との情報交換

(2) 日本社会福祉士会にも所属する。

当会に所属することで、間接的に全国47の都道府県各々に一つ設立された都道府県社会福祉士会を正会員とする日本士会に所属することになり、日本士会からさまざまな特権が得られます。

① 福祉の最新情報が届きます。

日本士会から、福祉の最新情報が届きます。

ア) ニュース

年4回程度、最新の福祉情報が届きます。

イ) 研究誌

1994年1月に日本士会の研究誌として創刊されて以来、年1回の刊行を重ねています。

② 日本士会主催の研修会の参加費が会員割引になります。

③ 日本士会が発刊する市販の書籍等が会員割引で購入できます。

④ 研究誌『社会福祉士』への論文投稿の機会が与えられます。

年1回研究誌『社会福祉士』が刊行されており、都道府県社会福祉士会による社会福祉実践と理論の研究発表の場となっています。

⑤ 実践研究大会等、会の行事を通じて実践や研究の報告・発表の場が得られます。

日本士会では、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を都道府県士会持ち回りで、毎年開催しています。社会福祉士学会では、6領域に分かれ、実践研究発表が行われています。

⑥ 社会福祉士賠償責任保険の加入権を得ることができます。

詳しくは、(株)ウーベル保険事務所 日本士会団体補償制度専用ホームページをご覧ください。

【(株)ウーベル保険事務所ホームページ】

<https://www.sonpo.co.jp/u-beru/>



社会福祉士会賠償責任保険

- Aプラン：病院や福祉施設、福祉事務所などに勤務されている会員

の方専用のプラン

- Bプラン：独立して事業をされている方のうち「独立型社会福祉士名簿」へ登録されている会員の方専用のプラン
- Dプラン：独立して事業をされている会員の方、勤務しているが、勤務以外の社会福祉士業務もされている会員の方、「業務委託契約」契約などで職員として勤務されている会員の方専用のプラン

社会福祉士賠償責任保険

- Cプラン：「ばあとなあ名簿」に登録のされている会員限定のプラン
- Eプラン：Cプランに加入しており、未成年後見人養成研修を修了し、未成年後見人の受任者または受任予定者（未成年後見人支援事業で保険加入者は除く）で、日本社会福祉士会が承認した方のプラン。

（3）社会福祉士の実践の拠り所は、倫理綱領です。

各都道府県社会福祉士会の正会員は「社会福祉士の倫理綱領」を遵守することを承認して入会しています。倫理綱領を拠り所として実践することができます。

【社会福祉士の倫理綱領 2020年6月30日採択（PDF331KB）】



<https://drive.google.com/file/d/1ZB0xz4n3RYRjdIlyzhsLFkncyNkphS/view?usp=sharing>

（4）福祉専門職としての社会的認知度を高められます。

専門職である社会福祉士は、研鑽をしていることを自身が知っているだけではなく、社会に対しても研鑽を重ねて専門職の責務を果たしていることを示す必要があります。

（5）自律への支援が得られます。

倫理綱領を重視して、社会福祉士としての仕事を行う場合、社会福祉士が利用者等から何らかのクレーム等に出会い、いろいろな困難に直面する場合があります。利用者からの苦情等に直面した場合、社会福祉士の行為の是非を判断する基準が必要であり、その基準をもとに社会福祉士の実践が行われていなければなりません。したがって、当会では「会員を擁護する仕組み」と「会員を懲戒する仕組み」をつくり、会員の自律を促しています。

① 苦情対応システム

実践の相手などから本会の会員に対して「苦情」が申し立てられた場合に対応する規程があります。

詳しくは、苦情に関する規程第 12 号をご覧ください。

【苦情に関する規程第 12 号 (PDF89KB)】



https://drive.google.com/file/d/1RxfgWd_Apyn5_zepEvVrev_iVjpG6nzM/view?usp=sharing

メリット2 自分磨き（自己研鑽）!!

社会福祉士国家資格取得はスタートラインに立ったということです。社会福祉士の資格をもっているだけでは、専門職として質の高いサービスを提供するという使命は果たせません。また、2007年12月に社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正し、相談援助に対する知識及び技術の向上に努めなければならないと社会福祉士の資質の向上の責務が明記されました。そして、地域共生社会の実現に向け、社会福祉士には、専門職として質の高いサービスの提供が求められています。

この期待に応えていくためには、常に福祉に関する最新情報を入手するなど、社会福祉士一人ひとりの自己研鑽が欠かせません。

日本士会では、キャリア形成支援システム「生涯研修制度」と「認定社会福祉士制度」を提供することで、会員の自己研鑽をサポートしています。

キャリア形成支援システムを活用して、求められている社会福祉士像、そして、自らが抱く社会福祉士像に向け、自己研鑽に励みましょう。

（1）福祉の最新情報が入手できます。

当会より、福祉の最新情報や勉強会・研修会や交流会などの会活動の情報をお届けしています。

① 会報 Joy'n

年 5 回程度、会報「Joy'n」を発行しています。



会報 Joy'n は、いつ発行されていますか？

5 月末、7 月末、9 月末、11 月末、2 月末の年 5 回、全会員に発送しています。



会報 Joy'n には、どのような情報が掲載されていますか？

委員会・企画チームによる研修、ブロックの活動や活動報告などを掲載しています。定時社員総会のご案内・報告、理事会議事録、企画チーム・委員会の活動報告、ブロック活動のご案内・報告、災害支援活動協力員の募集、会員入会状況、行事予定、e-ラーニング講座の受講のすすめ、認定社会福祉士、などなど掲載されています。



会報 Joy'n のバックナンバーを読むことはできますか？

当会ホームページに設けられている会員専用ページ内の会報のページで読むことができます。

【当会ホームページの会員専用ページログイン画面】



https://www.yamaguchicsw.com/new12_kaiinsenyoun_top.htm

② 会員専用メール

会員専用メールによるメール配信サービスを利用すれば、すばやく情報入手できます。（※登録者は受信のみ可）



登録すると、どのような情報を得られますか？

当会ホームページの掲載内容更新のお知らせ、研修会開催の最新情報、日本士会からの最新情報や認証社会福祉士の取得に関する情報などが届きます。

登録することで、わざわざホームページを見なくても、新着情報をチェックできます。



登録方法は？

下記に掲載している二次元コードもしくはURLから、会員専用メール申込フォームにアクセスし、必要事項を入力して、送信するだけです。上記方法での申込みが難しい場合には、次の①～③を yamashashikai@clock.ocn.ne.jp までお知らせください。

○件名：会員専用メール登録希望

①氏名 ②会員番号 ③登録するメールアドレス

【会員専用メール申込フォーム URL】



<https://ws.formzu.net/dist/S26490835/>



迷惑メールや受信拒否されて届きません。

情報提供は、@ml.yamaguchicsw.com ドメインより送信いたします。
このメールを受信できるように、予めメールソフト、スマートフォンなどの設定を行ってください。

③ ホームページ内の会員専用ページ

当会ホームページでは、会の活動に関することや、他団体の福祉関連する研修会・セミナー、求人情報などの最新情報をお知らせしています。

会員専用ページには、役員会議議事録、会報、会員限定の求人情報、市町の各種委員会などの委員募集、会員限定のネットワークリスト、スーパーバイズ機関、規程類などの情報を掲載しています。

【当会ホームページ】



<https://www.yamaguchicsw.com/>



会員専用ページにログインする方法は？

会員専用 ID とパスワードが必要です。

【当会ホームページの会員専用ページログイン画面】



https://www.yamaguchicsw.com/new12_kaiinsenyou_top.htm

【会員専用ページへのログイン ID とパスワード】

■ユーザー名は、会員番号（1桁から5桁）

■パスワードは、社会福祉士登録番号（6桁）

④ 会活動カレンダー

当会では、会員の資質向上を支援するため、様々な分野の研修などを開催しています。計画的に会活動に参加できるように、当会ホームページに、会活動カレンダー（Google カレンダー）を設置しています。

本会の活動内容をチェックして、計画的に自己研鑽に取り組んでください。

【Google カレンダー】

<https://calendar.google.com/calendar/embed?src=yamaguchicsw20090202%40gmail.com&ctz=Asia%2FTokyo>



(2) 専門性や資質向上の機会が得られます。

今日の社会福祉を取り巻く状況は日々変化を続けています。国家試験に合格しても、資格を取得した当時の知識のままでは、クライアントに対して適切な支援を行うことはできません。私たちは社会福祉士として常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていく必要があります。

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法において研鑽の義務が規定されています。

① 生涯研修制度

生涯研修は、社会福祉士が倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるために生涯にわたって行う研修の総称であり、生涯研修制度は、今日の社会福祉の課題を解決するために、会員の自己研鑽の継続性を確保し、研修を通じて会員相互の連携を図ることによって、会員及び本会の力量を向上していくことを目的としています。

【生涯研修手帳 日本士会ホームページ】

<https://jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>



生涯研修制度の課程はどうなっていますか？

「基礎課程」と「専門課程」の2つの課程で構成されています。

【生涯研修制度体系 (PDF262KB)】

<https://drive.google.com/file/d/1q9lfMOfGtiyPFDInrlkujlqljurPzkT-/view?usp=sharing>



基礎課程には何がありますか？

「基礎課程」は、入会してはじめに受ける基礎研修で構成される課程です。基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの順に決められたカリキュラムを受講し、全てのカリキュラムを修了すると、基礎課程は修了となり、専門課程に進みます。

詳細は、以降に記載している③基礎課程をご覧ください。



専門課程には何がありますか？

「専門課程」は、第1期専門課程、第2期専門課程という区切りをも

ちながら、社会福祉士である限りは研鑽を積み重ねる課程です。基礎課程とは異なり、決められたプログラムを履修するのではなく、自身で研修計画を立てて進めます。また、スーパービジョンも研修として扱っています。詳細は、以降に記載している④専門課程⑤スーパービジョンをご覧ください。

② 認定社会福祉士制度

生涯研修制度に対し、習得した実践力を担保することを目的としたものが「認定社会福祉士制度」です。認定社会福祉士制度は、公平性・透明性を担保するために特定の組織・機関から独立した第三者機関である認定社会福祉士認証・認定機構が運営する制度です。

【認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ】



<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>



生涯研修制度と認定社会福祉士制度の違いは何ですか？

ともに社会福祉士の専門的な力量の向上を目指す制度であることは共通ですが、認定社会福祉士制度は実践者である社会福祉士を対象にしており、生涯研修制度は実践をしていない人も含めてすべての会員を対象にしていることに違いがあります。



どちらの制度を利用すれば良いのですか？

生涯研修制度と認定社会福祉士制度は、リンクしています。研修単位においては、認定社会福祉士制度では必要としない内容でも、生涯研修制度では当会会員として必要な事項や生涯研修制度独自の研修や実績等を単位として認めるものがあります。

相談援助等実践者の方は、認定社会福祉士制度を利用して、認定社会福祉士の取得をめざしましょう。そうすれば、生涯研修制度の申請もできます。



認定社会福祉士を取得するとどうなりますか？メリットは？

社会福祉士としての実践力・専門性を確認できるとともに、クライアントや関係者に示すこととなります。

個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有すると認められた社会福祉士となるので、組織や地域においても、より

良い実践の展開に繋がります。

社会福祉士の取得は専門職としての実践を行うスタートラインです。認定社会福祉士を更新し、その上で所定の要件を満たすと、スーパーバイザーとして登録することができます。



認定社会福祉士の取得方法を教えてください。

基礎研修Ⅰ～Ⅲの全プログラムを修了すると、基礎課程が修了となり、専門課程に進むことができます。専門課程で必要な単位を修得し、課程修了申請を行うと認定社会福祉士として認められます。

認定社会福祉士を目指す方へ（日本士会ホームページへ）

【認定社会福祉士 取得のすゝめ】



<https://jacsw.or.jp/csw/nin/tei/index.html>

③ 基礎課程

入会してはじめて受ける基礎研修で、社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけることを目的に、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲで構成され、各研修1年度間、合計3年度間で受講します。

【基礎課程の全体像とカリキュラム（PDF480KB）】



<https://drive.google.com/file/d/1zgLQXzbuT-g0a-E8jfPdgy9AYExIMx0L/view?usp=sharing>



基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを受けるメリットは何ですか？

基礎研修を修了することで、キャリアアップすることができます。また、基礎研修の修了を要件とする研修に参加することができます。例えば、成年後見制度活用の知識、技術の修得を目的とした成年後見人材育成研修があります。



入会した年度に基礎研修Ⅰを受講できませんでした。入会3年目で基礎研修Ⅰを受けることは可能でしょうか。

基礎研修Ⅰの受講は、入会の時期に関わらず可能です。

基礎研修の受講の時期は任意に決められます。ただし、基礎研修Ⅰを修了しないと基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの受講はできません。



基礎研修Ⅰと基礎研修Ⅱを同時に受講できますか。

同時の受講はできません。基礎研修は積み重ね式なので、基礎研修Ⅰを修了してから基礎研修Ⅱを受講することになります。



仕事との調整が付かず、1年間で修了することができませんでした。期間延長することは可能でしょうか。

基礎研修の期間延長は、生涯研修制度上での扱いと認定社会福祉士制度上での扱いが異なります。

生涯研修制度上での基礎研修は、期間延長できる期間の年限を定めていないので、基礎研修Ⅰ受講開始から基礎研修Ⅲ修了までの期間に制限はありません。

一方、認定社会福祉士制度上での基礎研修は、基礎研修Ⅰの受講開始から6年度以内に修了することが必要です（6年度を超えると認定社会福祉士制度の単位対象とはなりません）。従って、基礎研修Ⅰは受講開始から長くても4年度以内（期間延長3年度間迄）に修了することが必要です。

④ 専門課程

専門課程には、社会福祉士として共通に必要な内容である「共通研修」と、特定の領域による専門的な内容である「分野研修」とがあり、専門性の向上にはバランスのよい受講が望まれます。



専門課程の研修は、基礎課程を修了しないと受けませんか？

専門課程の研修は、基礎課程を修了していることを前提にプログラムが組み立てられています。そのため、原則として基礎課程を修了してからの受講となります。ただし、基礎課程修了前であっても、働いている分野で必要な研修についての受講を妨げるものではありません。それぞれの研修の受講要件をよく確認のうえ、必要な研修の受講をすすめてください。



専門課程では研修計画を立てるようにとありますが、どのように立てたらよいのでしょうか。

共通研修と専門研修のバランス、共通研修の中のバランスを考えて研修計画を立ててください。同じような研修ばかりを受けるような

計画では実践力の向上は難しくなります。

具体的には、認定社会福祉士制度で必要としている科目のバランスを参考にして、ご自身の弱みの補強や強みのさらなる向上を視野にいれて研修計画を立ててください。

【認定社会福祉士制度で必要としている科目のバランス】



https://drive.google.com/file/d/1RjZjtz3D-QJQ-gPAF4EIKPZiFC_Vodwm/view?usp=sharing

⑤ スーパービジョン

これまでスーパービジョンの必要性については多くの方が指摘してきたところですが、職場における人員配置の問題等から社会福祉士が社会福祉士からスーパービジョンを受ける体制の整備は十分に進んでいません。

そこで、日本士会はスーパービジョンの実施体制の整備を推進し、スーパービジョンが受けやすくなるよう環境整備を進めて、スーパービジョン実績を認定社会福祉士の取得の必須研修単位としています。

なお、いわゆる「スーパービジョンとは何か」というような研修は、基礎研修の人材育成系科目Ⅰに含まれています。

【スーパービジョンの申込みから実施までの流れ (PDF217KB)】



<https://drive.google.com/file/d/1xmiNzf1AFcC-RSCbPr95hX6veoPbIIRS/view?usp=sharing>



スーパービジョン実績とは？

研修単位として認められるには、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されたスーパーバイザーと認定社会福祉士認証・認定機構が定める方法に則ってスーパービジョンを実施することが必要です。



スーパービジョンは、基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）が終わってから受けるのが基本になりますか。入会后すぐにスーパービジョンを受けたい場合にはどうなりますか。

原則として、基礎研修でスーパービジョンを受ける（スーパーバイザーとして）基本的な力を身につけた上でスーパービジョンを受けていくことを想定しています。

ただし、社会福祉士資格を取得する前から相談援助実践をしていたなど、入会后すぐにスーパービジョンを受けたい場合もあると思われます。このような場合には、基礎研修の受講と並行してスーパービジョンを受けていくことはあり得ると考えています。



自分以外に職場に社会福祉士がおらず、社会福祉士からスーパービジョンを受けることができません。どうしたらよいでしょうか。

スーパービジョンについて、社会福祉士が社会福祉士に対して実施できるよう体制整備をしています。社会福祉士から社会福祉士の視点でスーパービジョンが受けられます。

認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ「スーパーバイザー登録者一覧」から、スーパーバイザーリストの検索ができますのでご参照ください。

スーパービジョンの実施方法、スーパーバイザー登録者の詳細については、日本士会のホームページに掲載されている「スーパービジョンの実施」の項目をご覧ください。

【スーパービジョンの実施】



https://jacsw.or.jp/ninteikikou/supervision/sv_jisshi.html



どのスーパーバイザーに依頼してよいかわかりません。どうしたらよいでしょうか。

山口県社会福祉士会ではスーパービジョン委員会が窓口となって、機構にスーパーバイザー登録し、且つ、連絡先を本会とするスーパーバイザーとのマッチングをおこないます。

スーパービジョン委員会が、スーパービジョンの質の担保などを図るため、スーパービジョンの進捗状況を把握するとともに、バイザー、バイジーからの相談及び苦情対応やバイザー、バイジーへの助言・指導などおこないます。詳細は、「スーパービジョン実施規程第 43 号」をご覧ください。



【スーパービジョン実施規程第 43 号】

https://drive.google.com/file/d/1Vv-bTmZsrBfLZRQ_NZjgxA8L-ofp0Ihn/view?usp=sharing

⑥ e-ラーニング

日本士会では、様々な制度等の動向や生涯研修・情報提供等についてのe-ラーニング講座を開講しています。

【e-ラーニング（日本士会ホームページ）】



<https://jacsw.or.jp/csw/eLearning/index.html>



e-ラーニングってなんですか？

e-ラーニングとは、パソコンやモバイル端末などの電子機器やネットワークを利用することによって、場所や時間、学習内容を問わず自分のペースでスキルアップを行うことができる学習システムです。



e-ラーニングのメリットは？

○効率的に学習することができるなどのメリットがあります。

- ・ 時間や場所を選ばず学習できるので、自分の都合に合わせてやすいです。
- ・ 集合研修に比べ、移動時間や移動にかかる経費が必要ありません。
- ・ もう一度聞きたい、続きは次回に、といった感じで、自分のペースで学べます。
- ・ 講座の中には課題が設定されているものもあるので、理解度を確認できます。

○日本士会のe-ラーニングでは、コンテンツのうち「制度等の動向」を15時間分視聴し、修了すると、認定社会福祉士制度の『各分野の制度等の動向』（=分野専門研修の単位）の1単位として活用することもできます。場所も時間も選ばず、研鑽も積めて、単位も取得できます。



視聴するにはお金がかかりますか？

当会においては、本会の正会員のみなさまに、より多くの学びの機会を提供するため、当会の正会員が視聴する際の費用を本会が負担していますので、無料（一部、有料あり）で受講（視聴）することができます。

但し、サイト閲覧するための通信料金は各自でご負担いただきますようお願いいたします。



視聴するには？

- ① 日本士会ホームページからアクセスして「eラーニング講座」リンクからログインします。
- ② 「視聴を希望する方はこちら」をクリックしてください。
- ③ 生涯研修制度管理システムのユーザーID（日本士会が発行した会員番号）とパスワードを入力してログインしてください。受講方法などは、日本士会ホームページをご覧ください。



パスワードがわからないときは…

初回ログインがお済みでない方は、氏名・生年月日・会員番号・社会福祉士登録番号を明記の上、担当（e-learning@jacsw.or.jp）宛てにメールを送信してください。

（3）より身近な地域で自己研鑽の機会が得られます。

当会では、ブロック活動部を設置し、山口県内を9つのブロックに区分し、自身より身近な地域の中で、会員相互交流・研鑽を目的に活動をしています。

- 岩国市・和木町
- 柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町
- 周南市・下松市・光市
- 山口市・美祢市
- 防府市
- 宇部市
- 山陽小野田市
- 萩市・長門市・阿武町
- 下関市



所属ブロックはどこになりますか？

住所地が所属ブロックになります。



所属ブロック以外の活動に参加できますか？

参加できます。興味のある活動には積極的に参加してみてください。



ブロック活動の情報は毎月届きますか？

ブロックごとで情報発信方法や時期は異なります。

全会員定期発送便（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末）には、「ブロック活動のご案内」（各ブロックの年間計画）を送付しています。



直近のブロック活動情報がほしいのですが？

ホームページに最新情報を掲載しています。あわせて、会員専用メールによる情報発信をしています。

メリット3 仲間との出会い！！

仲間との出会いは、様々なチャンスを得るメリットになります。

ネットワークは、待ってではなかなか築けません。ネットワークを広げるためには、仲間と出会うことが大切です。そして、広い視野を持ってさまざまな意見や話を聞くことは大切です。

(1) 共通の価値観を有する仲間と出会える機会が得られます。

専門職団体として会員が倫理綱領を遵守することは、共通の価値観を有することになります。共通の価値観を有する仲間との出会いがあります。

(2) 成長できる機会が得られます。

仲間と出会うことで、職場以外に視野が広がり、様々な情報を得ることで、自分自身の幅を広げられ成長させることができます。

(3) 広い視野を持つ機会が得られます。

社会福祉士が従事している分野は多分野にわたります。会活動においては、他職種との連携も積極的に行われています。幅広い年齢層、自分とは違う分野や多職種の会員同士でのネットワークを築いていくことで、様々な分野の情報を入手でき、多くのことを学ぶことができます。

そうすることで、学習会、イベント、転職、求人情報等にも恵まれます。

(4) 自分を振り返る機会が得られます。

日々の悩み事や、解決困難な課題に対して、アドバイスをすることができます。

日々の仕事に追われ自分を振り返ることができていない方、研修やブロック活動などを通じて、自分を振り返る良い機会になります。

(5) 顔の見えるネットワークを築く機会が得られます。

当会では、「顔の見えるつながり、顔の見える社会福祉士会」を目指し、2014年度より「山口県社会福祉士会ネットワークリスト」を作成しております。

登録すると、毎年自動継続更新され、年1回（6月末締め）最新情報のリストを配布されます。ぜひ、本取り組みを活用して、社会福祉士の仲間との顔の見えるネットワ

ークを築きましょう。



名簿に記載する事項は何ですか？

名簿に記載される事項は、①氏名 ②会員番号 ③電話番号 ④FAX 番号
⑤メールアドレス ⑥所属先 の6つです。

※①氏名 ②会員番号 ③電話番号は、必ず記載される事項になります。その
他の情報については、記載の可否をお選びいただけます。



各種申出書受付期間及び配布時期は？

- (1) 各種申出書受付区切日 毎年6月末日
- (2) 配 布 時 期 毎年7月下旬



名簿の取扱上の注意はありますか？

次の注意事項は、名簿作成者（当会）及び名簿を受け取ったもの（当会正会員
で「山口県社会福祉士会ネットワークリスト」登録者）が守るべき事項になり
ます。

- ① 名簿の情報は配布先（「山口県社会福祉士会ネットワークリスト」登録
者）以外に提供してはならない。
- ② 名簿は利用目的以外に使用してはならない。
- ③ 名簿情報が漏えいしないよう適切に管理しなければならない。
- ④ 名簿が必要でなくなった時は、自己において適切に処分しなくてはならな
い。
- ⑤ 名簿上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。会員を退いた後も同様
とする。
- ⑥ 登録者が本会を退会した場合は、自動的にリスト登録は削除されます。

※この名簿を名簿業者に渡すなど、不正な取り扱いをしたときは個人情報保護
に関する法律等に違反することとなり、場合によっては民法等の規程に基づ
き、損害賠償の請求などをされることがあります。



登録方法について教えてください。

下記の二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、申出
を行ってください。

【ネットワークリスト申出フォーム】



<https://ws.formzu.net/dist/S48878852/>

(6) 自分自身の活動を発信して繋がることのできる機会が得られます。

当会では、所属する社会福祉士の「顔の見えるつながり、顔の見える社会福祉士」を目指し、会員相互の連携、会員間の交流、並びに、社会福祉士の社会的認知度の向上を図ることを目的とし、「社会福祉士人材バンク登録」を行っています。自分自身の活動を発信することによって、ネットワークを広げることができます。



社会福祉士人材バンクに登録するメリットは？

(1) 社会的認知の拡大

社会福祉士人材バンク名簿登録者をホームページ等での一般公開によって、社会福祉士の存在を社会に周知することができます。これは、社会福祉士の社会的理解を広めることに寄与します。

(2) 社会福祉士へのアクセスの向上

社会福祉士という名称は知っていても、どこにいるのか、何を担っているのか、どのように相談すればよいのか知らない人が多いのが現状です。専門的支援を必要としているご本人や親族の方々、地域の人々、専門職、行政等が、社会福祉士に直接アクセスできる環境を整えます。

(3) 社会福祉士同士のネットワーク構築

社会福祉士人材バンク名簿登録者がどこでどのような活動をしているのかわかることによって、社会福祉士同士のネットワークを構築できる環境を整えます。



登録要件はありますか？

当会の会員で、人材バンク登録者名簿の公開に同意すれば登録できます。



名簿はどのような方法では発信されますか？

人材バンク登録者の名簿情報は、当会ホームページ等にて一般公開します。



登録方法について教えてください。

所定の様式でお申し込みください。様式は、会員専用ホームページ → コンテンツ「社会福祉士人材バンク登録」のページからダウンロードできます。

また、Google ドライブからもダウンロードできます。

【(様式第1号) 社会福祉士人材バンク登録名簿(登録・変更・抹消) 申請書兼社会福祉士および事業所の概要】



<https://drive.google.com/file/d/1GSIB4GtBMPADzMcnKM4wCh-bVzAlfpCY/view?usp=sharing>



提出先方法について教えてください。

所定の様式を Word データで、当会事務局 yamashashikai@clock.ocn.ne.jp メールにてご提出ください。

※Word データには、パスワードをかけてください。

パスワードは、会員番号を設定してください。

メリット4 会活動を通して社会福祉士としての実践！！

当会の活動を通して社会福祉士として実践を行うことができます。

(1) 委員会の委員として

当会事業の企画・研究・調査等を継続的に推進することを目的として、部・委員会を設置しています。

部は、「委託事業部」、「公益事業部」、「ブロック活動部」、「公益事業部」の4部を設置しています。

そして、「委託事業部」、「公益事業部」には、委員会を設置しています。

委託事業部には「障害者権利擁護センター委員会」、「高齢者権利擁護推進委員会」、「子ども権利擁護推進委員会」を設置しています。公益事業部内には「権利擁護センターぱあとなあ山口委員会」、「スクールソーシャルワーカー委員会」と「キャリア教育推進委員会」、「司法ソーシャルワーカー養成機関の立ち上げに向けた準備会」が設置されています。

委員会は、委員で構成されています。委員には、会員であれば誰でもなることができます。



どうすれば委員になれますか？

2年ごとの役員改選時に合わせ、委員会の委員を募集しています。理事会の承認を得て、会長が委嘱します。



委員になる要件はありますか？

委員会によって、要件を設けています。

詳細は、各委員会の説明をご覧ください。



複数の委員会の委員になることはできますか？

委員の要件に合えば可能ですが、両立できるかよく検討する必要があります。

① 障害者権利擁護センター委員会

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を委員会です。

山口県から『障害者権利擁護センター運営事業』の委託を受け、「山口県障害者権利擁護センター」を設置しています。

具体的な活動として、①相談窓口を設置して、利用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介、②各市町虐待防止センターへ支援専門職チームとして助言、③障害者虐待対応の分析検討、④関係機関及び関係機関等に対する虐待防止の普及啓発活動、⑤障害者虐待防止・権利擁護研修の運営を行っています。



委員の要件は？

障害者福祉におけるソーシャルワークの経験が概ね10年以上で、地域における障害者福祉のエキスパートであることです。
現在、10名の委員が活動されています。



活動する頻度は？

上記②～⑤の事業の遂行にあたり、委員は「派遣部」、「研修部」、「分析検討部」、「広報部」の4部に分かれ、事業遂行にあたり必要に応じて部会を開催しています。普段の意見交換や情報共有は、メールを活用しています。



「支援専門職チーム」って何ですか？

地域における障害者虐待への的確な対応を支援するため、市町虐待防止センターで対応が困難な事例に対して、社会福祉士、弁護士からなる専門支援チームを派遣し、ニーズの再評価や具体的な対応方策等を行っています。



分析検討の方法は？

社会福祉士と弁護士で、分析検討会議を開催しています。会議は、障害者虐待対応の事例を通して、虐待対応のポイントや支援専門職チームからのアドバイスを整理しています。整理したものは、市町虐待防止センターにフィードバックしています。



虐待防止の普及啓発活動は、どのようなことをされていますか？

障害者虐待防止のパンフレットの作成及び配布を行っています。
また、学校関係や事業所などからの講師依頼に対応しています。



障害者虐待防止・権利擁護研修の講師は、委員の役割ですか？

委員の方も講師役を担っています。まずは、国が主催にする障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修に参加いただきますので、自身のスキルアップにもつながります。

② 高齢者権利擁護推進委員会

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるように、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターに従事する社会福祉士を支援する委員会です。

山口県から『高齢者権利擁護推進事業』と『地域包括ケア専門職派遣システム構築事業』の委託を受けて、①地域包括支援センターなどへ社会福祉士・弁護士で構成される「高齢者権利擁護支援専門チーム」の派遣、②地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者虐待対応研修の開催、③地域ケア会議や職員資質向上研修、介護予防教室等の場に登録した専門職や学識経験者の派遣を行っています。



委員の要件は？

研修会等の企画運営に積極的に参加できる方です。



活動する頻度は？

上記①～③の事業の遂行にあたり年3回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催します。



「支援専門職チーム」のメンバーは委員の方ですか？

委員とは別の要件を設けて構成しています。要件は、「障害者・高齢者支援専門職チームとして」をご覧ください。



高齢者虐待対応研修の講師は、委員の役割ですか？

委員の方も講師役を担っています。講師役を担うことで、自身のスキルアップにもつながります。

③ 権利擁護センターばあとなあ山口委員会

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送ることができるように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う委員会です。具体的な活動としては、①権利擁護に関する相談窓口の設置、②成年後見など無料相談会の開催、③成年後見人候補者の推薦、④未成年後見人候補者の推薦、⑤名簿登録研修、名簿登録更新研修、成年後見制度活用セミナーの開催、⑥権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業、⑦後見活動を行っている社会福祉士への支援などを行っています。

当委員会は、会員制になっており、139名の会員が所属しています。内、97

名が後見活動に従事しています。



委員の要件は？

「ばあとなあ山口」の名簿登録会員の方で、各圏域の成年後見人の推薦や成年後見受任者の支援、管理ができる方です。



「ばあとなあ山口」の会員になるには？

当会の所属会員であれば、入会できます。会員は、年会費 3,000 円が必要です。会員には、一般会員と名簿登録会員の 2 種類あります。一般会員は誰でもなれますが、名簿登録会員になり後見活動をおこなうには、必要な研修を修了する必要があります。

【ばあとなあ山口への入会手続きについて (PDF1MB)】



https://drive.google.com/file/d/1Z0lrd6YjKVv7pmqNOEv9kq_PdxyN2dSe/view?usp=sharing

④ スクールソーシャルワーク委員会

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う委員会です。

具体的な活動としては、①現任 SSW への相談・支援、②現任 SSW 者への研修の企画・運営、③現任 SSW への資質の維持・向上のための制度やマニュアル作りと運営などです。

当委員会は、会員制になっており、2021 年 4 月現在、32 名の会員が所属してスクールソーシャルワーカーとして従事しています。



委員の要件は？

現任のスクールソーシャルワーカーとして稼働している方で、上記①～③の事業に積極的に参加できる方で、これまでの会の活動の中で苦情の申立をされたことがない方、不適切な支援や言動等において、会や委員会から注意・指導等をされたことのない方です。

⑤ キャリア教育推進委員会

社会福祉士として、次世代を担う子供たち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図ることを目的に設置した委員会です。

具体的な活動としては、①子どもへの働きかけを推進する、②社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する、③全国統一模擬試験の機会を提供する、④

社会福祉士実習指導者講習会や実習指導者フォローアップ研修会の開催などです。



委員の要件は？

次世代育成、後継者育成に興味があり、委員会活動に積極的に参加できる方です。

⑥ 子ども権利擁護推進委員会

子どもの権利擁護巡回・訪問事業を受託し、子どもの権利を保障するため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、社会的養護の状況下にある子どもたちが意見を表明でき、安心・安全に生活できることを目的に事業推進を行います。



委員の要件は？

20 子どもの権利擁護ための相談体制事業を遂行できる方です。

⑦ 司法ソーシャルワーカー養成機関の立ち上げに向けた準備会

養成機関立ち上げに向けて必要なニーズ把握及び組織体制について検討する準備会です。



委員の要件は？

司法ソーシャルワーカーの養成機関の立ち上げに向けて、ご尽力いただける方です。

⑧ スーパービジョン委員会

認定社会福祉士認証・認定機構が定める「認定社会福祉士制度スーパーバイザー実施要綱」に基づき、当会所属会員が本会を介してスーパービジョンを実施する際のサポートなどを行う委員会です。なお、スーパービジョンの対象は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の取得及び更新を目的して実施するスーパービジョンに限りません。



委員の要件は？

(1) 機構のスーパーバイザー登録者 (2) 認定社会福祉士取得者 (3) 基礎研修修了者になります。

(2) 企画チームの委員として

総合企画部では、社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を遂行するために、企画チームを立ち上げています。



どのような企画チームがありますか？

年度ごとに、企画チームの内容は異なります。例えば、次のような企画チームが設置されました。

- ・ 社会福祉士に求められてる力量・資質の向上を図る研修
- ・ 理論とアプローチに基づいた実践力の向上に関する研修
- ・ 情報発信の強化
- ・ 独立型社会福祉士実践報告会
- ・ 定時社員総会時の講演会



どうすれば企画チームの委員になれますか？委員の要件はありますか？

企画チームの内容は、年度ごとに変わり、その都度、募集しています。毎年、5月末発行の会報 Joy'n に募集案内を掲載しますので、ご覧ください。
委員の要件は、企画チームによって異なりますが、研修などの受講者側ではなく、企画・運営を担う側となります。

(3) 市町行政及び関係団体の委員として

市町行政機関などから、委員会や協議会などの委員に社会福祉士を推薦してほしいという依頼を受け、当会所属の会員を委員として推薦しています。



どんな委員に就任していますか？

介護認定審査会、障害者自立支援認定審査会、いじめ問題調査委員会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会、成年後見制度利用促進協議会、虐待防止ネットワーク会議などです。



委員に推薦してもらうにはどうしたら良いですか？

当会の規程に基づき、専門分野・職種・経験年数だけでなく、生涯研修制度及び認定社会福祉士制度の履歴状況やばあとなあ名簿登録及びスーパーバイザー登録状況などを参考に、社会福祉士取得後の自己研鑽をより積み重ねているものを優先しています。そして、本会の事業推進にあたり、当会の役員、委員会運営委員・協力員及びブロック構成員（ブロック長、幹事など）に就任し、ご尽力いただいている者や本会の事業に積極的に参加している者（総会への出席状況）を優先しています。また、生涯研修制度及び認定社会福祉士制度の履歴状況やばあとなあ名簿登録及びスーパーバイザー登録状況などを参考に、社会福祉士取得後の自己研鑽をより積み重ねているものを優先しています。



詳細は、当会規程第 34 号「委員推薦に関する規程」をご覧ください。

【委員推薦に関する規程 (PDF127KB)】

<https://drive.google.com/file/d/1adCGyiHPzgIDW4k6qAk1jHhqBBiey9lU/view?usp=sharing>

(4) 後見活動として

委託事業部の権利擁護センターぱあとなあ山口委員会の活動を通して、後見活動に従事することができます。



成年後見活動に興味がありますが、私にできるか不安です。

質の維持・向上を保つため、全体会議や圏域別の勉強会を開催しています。また、ベテラン成年後見人に相談することもできます。まずは、会員になって、会議や勉強会に参加してみてください。



仕事と後見活動の両立は可能ですか？

はい。現在施設で働きながら後見活動している会員はたくさんいます。ただし、ご自分の所属機関の了解を得ておく必要があります。また、副業などを行うにあたっては、副業などによる過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら、本業及び副業など業務量や進捗状況、それらに費やす時間や健康状態を管理する必要があります。



後見活動をおこなうにはどうしたら良いですか？

まずは、ぱあとなあ山口に所属するとともに、基礎研修Ⅰ～Ⅲを修了する必要があります。その後、「成年後見人材育成研修」、「名簿登録研修」を修了すれば、名簿登録することができます。

【社会福祉士として後見活動を行うには (PDF671KB)】



https://drive.google.com/file/d/1k0oLpEpcSfL_Xiri-hlaN1MXHt1P4PPR/view?usp=sharing



後見活動をおこなうには最短で何年かかりますか？

最短でも4年かかります。基礎研修Ⅰ～Ⅲが3年、成年後見人材育成研修と名簿登録研修が1年かかります。

(5) スクールソーシャルワーカーとして

スクールソーシャルワーカーとして従事するには、市町の教育委員会と雇用契約を締結する必要があります。当会のスクールソーシャルワーク委員会に所属している必要

はありませんが、所属することで、会員への支援や自己研鑽の機会、そして情報共有や連携を図ることができます。

【あなたもスクールソーシャルワーカーになりませんか？ (PDF439KB)】



<https://drive.google.com/file/d/168kFEuCmfjohVJeE3k7HUv2SyUqi1OXB/view?usp=sharing>



スクールソーシャルワーカーとして活動したいのですが・・・

興味がある方は、当委員会が主催する研修会や勉強会に参加してみてください。

先輩のスクールソーシャルワーカーから、活動内容などを聞けたり、相談に乗っていただけます。



スクールソーシャルワーカーに必要なスキルは何ですか？

スクールソーシャルワーカーとして必要なスキルは、「良質なコミュニケーション能力」、「ワンダウン・ポジションや無知の姿勢が取れる」、「場の空気が読める」です。

会議で、ケースのシステムやバッドサイクルを分析して、支援策を提案するスキルと、その支援策を現場で実践できるスキルの両方が必要となります。そして、アウトリーチ力（クライアントからの要請がないのに訪問）が必要となります。



ストレスに強くないと勤まりませんか？みなさんどうやってストレス解消されているのですか？

「ストレス耐性」も大切ですが、なによりも「倫理観」と「使命感」が大切です。ストレス解消方法は人それぞれでしょうが、当会のスクールソーシャルワーク委員会ではバーンアウト防止に努めていきます。



仕事との両立は可能ですか？

現在施設で働きながらスクールソーシャルワーカーをしている会員はいます。スクールソーシャルワーカーは、市町の教育委員会と雇用契約を締結するようになりますので、ご自分の所属機関の了解を得ておく必要があります。

また、副業などを行うにあたっては、副業などによる過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら、本業及び副業など業務量や進捗状況、それらに費やす時間や健康状態を管理する必要があります。

(6) 独立型社会福祉士として

独立型社会福祉士とは、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者であり、ソーシャルワークを実践するにあたって、職業倫理と十分な研修と経験を通して培われた高い専門性にもとづき、あらかじめ利用者と締結した契約に従って提供する相談援助の内容およびその質に対し責任を負い、相談援助の対価として直接的に、もしくは第三者から報酬を受ける者をいいます。

日本士会では、「独立型社会福祉士名簿登録制度」を設けています。



独立型社会福祉士名簿登録制度とは何ですか？

日本士会では、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、独立型社会福祉士として地域を基盤にソーシャルワーク実践を行う場合の質の担保および信頼性の向上を図り、もって援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に寄与することを目的に「独立型社会福祉士名簿登録制度」を構築しています。

【独立型社会福祉士名簿登録制度の概要】

(日本士会ホームページ)

<https://jacsw.or.jp/csw/dokuritsu/index.html>



独立型社会福祉士名簿登録のメリットは何ですか？

全国規模の職能団体である日本士会が質を担保した名簿登録制度を構築することによって、名簿登録者は社会的信用を高めることができます。その結果、個人事業主や小規模の法人であるが故に社会的信用を得にくい課題へのひとつの対応策として活用できると考えられます。

名簿登録者のホームページ等での公開によって、独立型社会福祉士の存在を社会に周知することができます。これは、独立型社会福祉士に限らず、社会福祉士の社会的理解を広めることに寄与します。

独立型社会福祉士という名称は知っていても、どこにどのように相談すればよいのか知らない人が多いのが現状です。専門的支援を必要としているご本人や親族の方々、地域の人々、専門職、行政等が、独立型社会福祉士に直接アクセスできる環境を整えます。

名簿登録者がどこでどのような活動をしているのかがわかることによって、独立型社会福祉士同士のネットワークを構築できる環境を整えます。これは、独立型社会福祉士本人の出張や病気等による対応の必要性といったような個人的活動が故の課題に対処できるひとつの方法にもなり得るといえます。



当会に独立型社会福祉士名簿に登録している方は何人いますか？

当会所属会員で登録されている方は、8名おられます。その他に、名簿登録はしておられませんが独立型社会福祉士と活動している方もおられます。

【独立型社会福祉士登録一覧】

(日本士会ホームページ)

[https://jacsw.or.jp/csw/dokuri
tsu/list/index.html](https://jacsw.or.jp/csw/dokuri/tsu/list/index.html)



独立型社会福祉士に興味があります。独立されている方の実践を聞く機会がありますか？

当会の第一期中期計画に、地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取組み促進を盛り込んでいます。独立型社会福祉士実践報告会や会員交流会を開催しています。

独立型社会福祉士を目指した熱意、どのように起業したのか、独立して楽しかったこと・苦労したことなど聞くこともできます。

(7) 障害者・高齢者権利擁護支援専門職チームとして

委託事業部の障害者権利擁護センター委員会と高齢者権利擁護推進委員会では、社会福祉士と弁護士で権利擁護専門職チームを構成しています。



なぜ弁護士とのチームで対応しているのですか？

弁護士は虐待対応における法的な枠組みについて、社会福祉士は虐待対応の実践方法に関する助言を行うことで、困難事例の解決のみでなく、担当者の虐待対応能力の向上を図っています。



「障害者権利擁護支援専門職チーム」のメンバーになる要件は何ですか？

障害者権利擁護センター委員会の委員が担っていますので、委員に就任する必要があります。



「高齢者権利擁護支援専門職チーム」のメンバーになる要件は何ですか？

要件は、次の①②③をすべて満たした者となっています。

- ① 権利擁護センターぱあとなあ山口に属している者
- ② 権利擁護の実践及び相談業務に10年以上関わっている者
- ③ 日本士会主催の虐待対応アドバイザーコースに準ずる研修を修了している者



弁護士会とは、支援専門職チームのほかに協働して行っていることはありますか？

高齢者権利擁護支援専門職チームの社会福祉士は、山口県弁護士会が運営している「障害者・高齢者出張無料相談」に、社会福祉士の同席が必要な事案の場合、派遣依頼を受けて活動しています。

また、権利擁護センターぱあとなあ山口は、弁護士会の「高齢者・障害者権利擁護センター」と、協定書を結び、連絡協議会、圏域ごとの勉強会の開催など、連携協力をとっています。

(8) 山口県障害者権利擁護センター相談窓口職員として

委託事業部の障害者権利擁護センター委員会では、県からの委託事業を受け、当会事務局内に、「山口県障害者権利擁護センター」を設置して、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介を行っています。



相談窓口担当者はどうすればなれますか？

当会と雇用契約を結び勤務いただきます。現在は、当会所属の数名の社会福祉士がシフト制で対応しています。



募集していますか？

現在、募集はしていません。

事務手続きに関して

各種手続きなどは、次のとおりです。

(1) 会費



入会金はいくらですか？

初年度のみ 5,000 円となっています。



会費はいくらですか？

会費は、15,000 円となっています。内訳は、当会会費が 10,000 円、日本士会会費が 5,000 円となっています。

会費は 4 月より翌年 3 月までの年度制になっています。

年会費は年度途中の入会でも全額納入いただくこととなりますので、ご了承ください。また、一旦納入された会費は規約により返金できません。



会費はいつ引落されますか？

4・7・10月の12日に引き落とされます。

12日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日に引落となります。



会費の納入は、自動引落ですか？

はい。コスト削減と簡略化に向けて口座振替にご協力をお願いします。

(2) 変更届

お届けいただいている、住所、氏名、電話番号、勤務先、電子メールアドレス、などの「会員情報」に変更がありましたら、お手数ですが、当会へ変更のお手続きを行ってください。



最近、発送物が届かなくなりました。

当会からの通信は、経費削減のため、主にヤマト DM 便にて皆様へ発送しております。

郵便局が取り扱う郵便物は、お引越しの際に、郵便局の窓口で転居届を出すと、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送していただけますが、ヤマト運輸のヤマト DM 便は転送されません。ご転居の際には、当会に住所変更届をご提出ください。



勤務先が変わった時も変更届は必要ですか？

市町等から審査会や協議会の委員等の推薦依頼があり、勤務地限定で委員募集の案内をお届けする場合があります。また、勤務先種別、職種の統計データを参考に事業内容を検討することもあります。勤務先の変更の際には、当会に勤務先変更届をご提出ください。



変更届の様式はどこにありますか？

次に掲載しているQRコードもしくはURLから、入退会（所属の変更）・変更届／会員証再発行申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。申込フォームでの受付後、入力いただきましたメールアドレスに申込受付メールが自動返信されます。

上記方法での申出が難しい場合には、下記の所定様式「入退会（所属の変更）・変更届／会員証再発行申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入後、FAX（ 083-922-9915 ）にて送信ください。

お預かりした個人情報、当会事業の運営目的以外では使用いたしません。

【入退会（所属の変更）・変更届／会員証再発行申込フォーム URL】

<https://ws.formzu.net/dist/S65491866/>



【入退会（所属の変更）・変更届／会員証再発行申込書（エクセル 53KB）】

<https://drive.google.com/file/d/1Dfi7nZhUC8lwzDt3foTWjoG3o-NRexKM/view?usp=sharing>



（３）退会

退会については、所定の退会届によるお手続きが必要です。退会をご希望の方は所定の退会届をお送りいたしますので、本会事務局まで、次項目の「お問い合わせ」方法でご連絡ください。

なお、退会にあたりましたは、次の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

- ・ 社会福祉士会は年度制をとっております。在籍した年度の会費についてはご納入をお願いいたします。
- ・ 社会福祉士会を退会されると、会員番号及び研修履歴等は削除されますので、ご承知おきください。なお、過去の研修履歴の一部は所定の手続きによって証明することが可能な場合があります。
- ・ ぱあとなあ名簿登録者の方は「ぱあとなあ名簿登録抹消申請書」をぱあとなあ山口へご提出ください。
- ・ 独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を日本社会福祉士会へご提出ください。
- ・ 認定社会福祉士または認定上級社会福祉士の登録者は、認定社会福祉士認証・認定機構が認める日本国内のソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の職能を持つ団体のいずれかに加入していることが登録要件となっています。よって、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。
- ・ 認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザー登録をしており、その推薦団体が日本社会福祉士会の場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。

（４）お問い合わせ

当会ホームページに、『お問い合わせフォーム』を設置しています。

もちろん、電話でもお問い合わせいただけます。

ご気軽にお問い合わせください。

【電話によるお問い合わせ】

- 時間：平日の９時～１６時
- TEL：０８３－９２８－６６４４
- 担当：吉村

【フォームお問い合わせ項目一覧】

入会資料請求に関すること

研修・イベントに関すること
部・委員会活動に関すること
障害者権利擁護センターに関すること
権利擁護センターばあとなあ山口に関すること
ばあとなあ山口専用ページへのログイン方法
スーパービジョンに関すること
生涯研修制度管理システムへのログイン
会員専用ページへのログイン方法について
会員専用メールに関すること
ネットワークリストに関すること
災害支援活動協力員に関すること
スーパーバイズ機関（会員専用）に関すること
住所・連絡・所属などの変更届に関すること
会費引落に関すること
専門職派遣に関すること
後援使用名義申請に関すること
求人情報の掲載に関すること
相談・苦情に関すること
退会に関すること

上記以外の項目についても、お問い合わせOK！

その場合は、『その他』を選択し、『お問い合わせ内容』にご記入ください。

【フォームによるお問い合わせの流れ】

- 1 フォーマットにご記入いただき、「個人情報の取り扱いについて」をお読みいただき、同意いただける場合は同意して、「内容確認画面へ」ボタンを押して内容をご確認のうえ、送信してください。
- 2 お問い合わせ後、「受付確認メール」を yamashashikai@clock.ocn.ne.jp（postman@formzu.com が代理）より自動送信いたします。このメールを受信できるように、予めメールソフト、スマートフォンなどの設定を行ってから、お申し込みください。
- 3 お問い合わせの回答は、メールまたは電話でご連絡をさせていただきます。
なお、受付時期により、お時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせフォーム】



<https://ws.formzu.net/dist/S49437823/>

- 社会福祉士の倫理綱領 2020年6月30日採択 (PDF331KB)



<https://drive.google.com/file/d/1ZB0xz4n3RYRjdIIyzzhsLFknncyNkphS/view?usp=sharing>

- 社会福祉士の行動規範 2021年3月20日採択 (PDF374KB)

<https://drive.google.com/file/d/1ObwnV0RlpgedyEB9GzYopXVx64k9OUMg/view?usp=sharing>



- 山口県社会福祉士会の定款 (PDF215KB)



https://drive.google.com/file/d/1h0h_jAYt-gRdHMwHvW6EXlavgEKbO9Pg/view?usp=sharing

- 山口県社会福祉士会の規程類

【規則】

- 01号 事務局の組織及び運営に関する規則
- 02号 会員の入会に関する規則
- 03号 費用弁償に関する規則
- 04号 会費に関する規則
- 05号 役員選出規則
- 06号 懲戒基準規則
- 07号 理事会の運営に関する規則
- 08号 社員総会の運営に関する規則
- 09号 懲戒に関する規則

【全規則類 (PDF768KB)】

<https://drive.google.com/file/d/147uSv-o852tcdLCdMnIBLojiOmkwfpAb/view?usp=sharing>



【規程】

- 01号 講師料等支払規程
- 02号 部・委員会・企画チームの設置及び運営に関する規程
- 03号 ブロックの活動及び運営に関する規程
- 04号 規程の作成及び管理に関する規程
- 06号 情報公開規程
- 07号 会印規程

【全規程類 (PDF4MB)】

<https://drive.google.com/file/d/1MDVIHF1p7JRD7mvYARamcs3kKAJvBbK8/view?usp=sharing>



- 08号 臨時職員給与規程
- 09号 就業規程
- 10号 職員給与規程
- 11号 育成事業に関する規程
- 12号 苦情解決に関する規程
- 14号 事務局職員出張旅費規程
- 16号 ぱあとなあ山口組織及び運営等に関する規程
- 17号 ぱあとなあ山口会費に関する規程
- 18号 ぱあとなあ山口事務局組織及び運営に関する規程
- 19号 ぱあとなあ山口運営委員会の組織及び運営に関する規程
- 20号 ぱあとなあ山口全体会議の組織及び運営に関する規程
- 21号 ぱあとなあ山口に所属する正会員に対する倫理綱領に関する規程
- 22号 スクールソーシャルワーク委員会組織及び運営に関する規程
- 24号 スクールソーシャルワーク委員会事務局の組織及び運営に関する規程
- 25号 スクールソーシャルワーク委員会運営委員会の組織及び運営に関する規程
- 26号 スクールソーシャルワーク委員会全体会議の組織及び運営に関する規程
- 27号 スクールソーシャルワーク委員会に所属する正会員に対する倫理綱領に関する規程
- 28号 山口県障害者権利擁護センター組織及び運営等に関する規程
- 29号 臨時職員就業規程
- 30号 指定寄付の歳出に伴う取り扱い規程
- 31号 事務処理規程
- 32号 文書取扱規程
- 33号 会計処理規程
- 34号 委員推薦に関する規程
- 36号 ぱあとなあ名簿登録規程
- 37号 ぱあとなあ山口事業運営受任負担金に関する規程
- 38号 ぱあとなあ山口に対する尾崎邦子氏の寄付金の活用に関する規程
- 39号 ぱあとなあ山口成年後見受任に関する規程
- 40号 特定個人情報取扱規程
- 41号 後援（名義使用）に関する規程
- 42号 社会福祉士人材バンク名簿登録に関する規程
- 43号 スーパービジョン実施規程

【全細則類（PDF917KB）】

【 細 則 】

- 01号 役員選出細則
- 02号 苦情解決委員会の運営等に関する細則
- 03号 職員の給与に関する細則
- 04号 職員の退職金に関する細則
- 05号 代議員選出細則（廃止）
- 06号 ぱあとなあ山口会員の服務規律に関する細則
- 07号 スクールソーシャルワーク委員会会員の服務規律に関する細則

<https://drive.google.com/file/d/1bz30xPj4gOUSfWQPhk-AcHHxhK4OI-LL/view?usp=sharing>



08号 受信公文書取扱細則

09号 発信公文書取扱細則

【 ガイドライン 】

01号 ぱあとなあ山口会員の服務規律に関する細則取扱い基準

02号 ぱあとなあ山口会員苦情解決に関する被申立人への支援、指導、措置基準

03号 スクールソーシャルワーク委員会会員の服務規律に関する細則取扱基準

05号 ぱあとなあ山口信頼回復と復権のための支援体制

06号 個人情報保護ガイドライン 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

07号 成年後見等活動報告及び業務監査ガイドライン

08号 ぱあとなあ山口の相談会に関するガイドライン

09号 ぱあとなあ山口任意後見契約の締結に伴う任意代理契約の
締結前報告実施ガイドライン

10号 災害対応ガイドライン及び災害対応マニュアル

11号 自然災害等発生における研修会の開催の判断

12号 SNS アカウントの運用に関するガイドライン

【全ガイドライン類（PDF2MB）】

https://drive.google.com/file/d/1iXU9ABEz-Lrkoa_OPKGP8TfVwIHWZFsw/view?usp=sharing



■ 山口県社会福祉士会ホームページ



<https://www.yamaguchicsw.com/>

■ 公式 LINE



<https://lin.ee/8jQBxIt>

■ Facebook



<https://www.facebook.com/csw.yamaguchi>

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	2020年9月25日	初版発行
第2版	2021年7月30日	メリット1(1)-③ 会員数・組織率の変更 メリット1(1)-④・⑥ 準備会の設置による追記 メリット1(1)-⑤ 役員改選による変更 メリット1(2)-①-ウ・エ 日本士会の会員専用ページ廃止及びメール配信サービス廃止に伴い削除 メリット2(2)-①・②・⑤・⑥、メリット4(6) 日本士会のホームページリニューアルによるリンク先URL及びQRコードの変更 メリット4(1) 委員の要件の変更及び準備会の設置による追加 参考資料 「社会福祉士の行動規範」2021年3月20日採択分に変更 参考資料 規程類の改正による変更
第3版	2021年9月27日	参考資料 規程類の改正による変更
第4版	2022年2月24日	参考資料 規程類の制定による変更 参考資料 公式LINE及びFacebookのお知らせの追加
第5版	2022年4月01日	メリット1(1)-③ 会員数・組織率の変更 メリット1(1)-⑥ 組織図の変更
第6版	2022年8月21日	13号 会員への支援に関する規程の廃止による変更 43号 スーパービジョン実施規程の制定による変更

山口県社会福祉士会 会員のしおり

2020年9月25日初版発行

2021年7月30日第2版発行

2021年9月27日第3版発行

2022年2月24日第4版発行

2022年4月01日第5版発行

2022年9月21日第6版発行

発行：一般社団法人山口県社会福祉士会

編集：一般社団法人山口県社会福祉士会事務局

〒753-0072

山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL：083-928-6644

FAX：083-922-9915

HP 〈<https://yamaguchicsw.com/>〉

Mail 〈yamashashikai@clock.ocn.ne.jp〉